川崎市は特別市をめざします

# 教えて！特別市

Vol.1

## ただただカワサキ













## 特別市とは、川崎市が県の区域外となり、市内の仕事をすべて行う制度です。




特別市として
**神奈川県の区域外となり、新しい基礎自治体となる**

川崎市は現在、政令指定都市として県に代わって多くの仕事を行っていますが、県と市で窓口が分かれ、事務処理に時間がかかるなど、非効率な状況が発生しています。
川崎市の目指す特別市とは、市内の仕事は、市民のみなさんにより身近な市がすべて行うという制度です。

※基礎自治体＝市町村など市民にもっとも身近な自治体

**Point!**

政令指定都市は人口が50万人以上いる市のうち、内閣の命令（政令）で指定された市のことです。一般の市とは異なり、**児童福祉、道路管理、教育などの分野で幅広い事務を行っています。**

### 【政令指定都市ができることの一例】




行政区※の配置




児童相談所の設置




県道の管理



教職員の任免

※独立した自治体としてではなく、政令指定都市の組織の一つとして存在する区のこと



今でも、窓口が分かりづらかったり、国と直接やり取りができず対応に時間がかかったりしているのよ。
今の制度を変える必要があるわね！

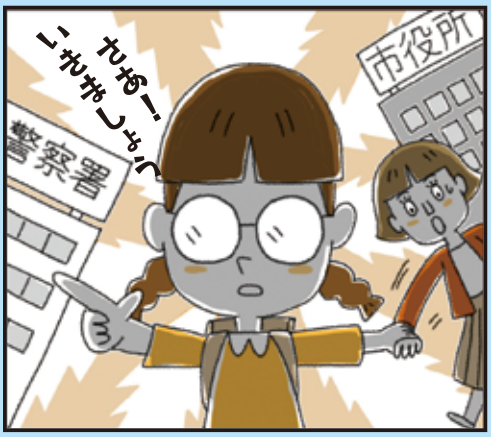
アニメーション動画もあります










# 特別市が実現すると…

県と市で分かれている仕事を市がすべて行うことになるため、窓口が一本化され、より便利になります。

## 交通安全の仕事を一つに

**現 在**

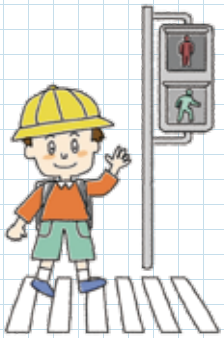
県（警察）
交通安全施設の設置や管理

市
市民からの相談

**特別市**

交通に関するきめ細かい対応が可能に

市
交通安全施設の設置や管理



## 保育所・幼稚園の相談窓口を一つに

**現 在**

県
幼稚園の窓口

市
保育所の窓口

**特別市**

一体的なサービスが提供可能に

市
保育所・幼稚園の窓口






**川崎市**がさらに**暮らしやすいまち**になるわね！

**特別市は、政令指定都市とは異なる新しい自治体のかたちです。**
**川崎市は特別市の早期実現をめざしています。**

※特別市の実現には、国による法改正が必要です。

川崎市　総務企画局都市政策部　地方分権・特別市推進担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 TEL044-200-0386 FAX044-200-3798
17tihobu@city.kawasaki.jp

市ホームページ「特別市制度について」

2026.08